

「日雇労働者等技能講習事業における民間競争入札実施要項（案）」
に係る意見募集の結果について

標記について、意見募集の結果、5件の御意見をいただきましたので、お寄せいただいた御意見と、御意見に対する回答及び実施要項の修正内容について、御報告いたします。なお、本件に直接関係しない御意見が2件ありました。

番号	御意見の内容	御意見に対する回答及び実施要項の修正内容
1	様式第7号のアンケート調査では、問1で「イ役に立たなかった。」の回答選択肢を選んだときだけ必ず問2で理由を具体的に記入することになっているので、意識的にせよ無意識的にせよ、具体的記入が面倒で「イ」回答を避ける人がいる危険性がある。問2の具体的記入は任意にし、また、「ア役に立った。」回答でも理由があれば具体的に記入してもらおうようにすべきである。	本アンケートについては、高い回収率を確保するため、極力回答に手間がかからないように設問は最低限のものに絞っています。そのため、「ア役に立った。」回答の場合は具体的な理由の記載は求めています。しかしながら、「イ役に立たなかった。」回答の場合は、今後の事業の効果的な実施のために理由を把握する必要があるため、記入を求めています。
2	1.2.(1)の要求水準に、就職状況についての事柄も入れるべきではないか。	受講修了後の就職に向けた職業相談等のフォローアップは公共職業安定所に配置した就職支援ナビゲーターが実施するものであるため、受託者に対する要求水準には入れておりません。
3	1.3.(3)について、委託費の減額は、アンケート結果の「役に立った」回答率だけでなく、理由の回答内容や、就職者数なども考慮に入れるべきではないか。	2の回答のとおり就職に向けた支援については公共職業安定所の業務であるため、就職者数については受託者に対する委託費減額の理由とはしません。また、アンケートの回答内容を考慮する場合、自由記述を客観的に判断することも困難であり公平性を保つことができないため回答率のみをもって判断することとします。
4	7(6)㉔(ウ)と㉔について、契約締結後の再委託の承認をめぐるトラブルを避けるため、厚生労働省が承認せず契約解除となることもある旨を明記しておくべきではないか。	承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となる事由に該当しますが、ご意見を踏まえ、より明確化するためその旨を実施要項に追記しました。
5	9について、受託者からの報告に基づくものばかりなので、例えば受託者がアンケートの集計で不正をしても発覚しづらい。受託者を経ずに受講者の感想を聞くなどの方法も取り入れるべき。	契約に基づく受託者への監査の際に報告とアンケートとの突合を行うなどして、アンケートの集計等において不正が起こらないように努めてまいります。